

# 兵庫県公報

令和7年4月11日 金曜日 第607号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許（水産漁港課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 中播都市計画道路事業の認可（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 指定納付受託者の指定（会計課）	5
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	6
<b>公 告</b>	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（北播磨県民局）	9
○ 同 上（但馬県民局）	9
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	10
○ 同 上	15
<b>警察本部告示</b>	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	20

## 告 示

### 兵庫県告示第343号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から9までの医療機関を救急病院と認定した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 名 称       | 私立稲美中央病院            |
|   | 所 在 地     | 加古郡稲美町国安字運上林1286—23 |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年4月1日            |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年3月31日          |
| 2 | 名 称       | 神鋼記念病院              |
|   | 所 在 地     | 神戸市中央区脇浜町1丁目4—47    |
|   | 認 定 年 月 日 | 令和7年4月1日            |
|   | 認定の有効期限   | 令和10年3月31日          |
| 3 | 名 称       | 真星病院                |

- 所在地 神戸市北区山田町上谷上字古々谷12番地の3  
 認定年月日 令和7年4月1日  
 認定の有効期限 令和10年3月31日
- 4 名称 済生会兵庫県病院  
 所在地 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号  
 認定年月日 令和7年4月8日  
 認定の有効期限 令和10年4月7日
- 5 名称 地方独立行政法人明石市立市民病院  
 所在地 明石市鷹匠町1番33号  
 認定年月日 令和7年3月30日  
 認定の有効期限 令和10年3月29日
- 6 名称 こだま病院  
 所在地 宝塚市御殿山1丁目3番2号  
 認定年月日 令和7年4月1日  
 認定の有効期限 令和10年3月31日
- 7 名称 西脇市立西脇病院  
 所在地 西脇市下戸田652番地の1  
 認定年月日 令和7年3月14日  
 認定の有効期限 令和10年3月13日
- 8 名称 多可赤十字病院  
 所在地 多可郡多可町中区岸上280番地  
 認定年月日 令和7年3月14日  
 認定の有効期限 令和10年3月13日
- 9 名称 公立八鹿病院  
 所在地 養父市八鹿町八鹿1878番地1  
 認定年月日 令和7年3月7日  
 認定の有効期限 令和10年3月6日



**兵庫県告示第344号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業を令和7年4月1日付けをもって次のとおり免許した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の住所（所在地）及び氏名（名称）  
 区画漁業権

漁場計画 公示番号	免許番号	漁業権者の住所又は所在地	漁業権者の氏名又は名称
区第318号	区第318号	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号	神戸市漁業協同組合
区第533号	区第533号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合 他1組合
区第534号	区第534号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合 他1組合
区第535号	区第535号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合 他1組合
区第536号	区第536号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合 他1組合
区第537号	区第537号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合 他1組合



4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町二丁目、英賀清水町三丁目、城南町三丁目  
英賀東町一丁目、中浜町一丁目 地内

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第348号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

西宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業  
3.5.458号 鳴尾今津線

3 事業施行期間

令和7年4月11日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県西宮市甲子園三保町、甲子園六石町、甲子園浦風町、甲子園浜田町、今津上野町及び今津曙町地内

(2) 使用の部分

兵庫県西宮市甲子園浦風町及び甲子園浜田町地内



**兵庫県告示第349号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

西宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業  
3.4.164号 今津西線

3 事業施行期間

令和7年4月11日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県西宮市上ヶ原五番町、上ヶ原四番町及び上ヶ原三番町地内

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第350号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第20号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
平成28年近畿地方整備局告示第32号中播都市計画道路事業  
3.5.102号城東線及び3.5.541号八代線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成28年近畿地方整備局告示第32号の事業地のうち八代及び伊伝居地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第351号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第21号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.169号荒川線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県姫路市井ノ口字寺ノ前及び字村内並びに岡田字町田地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第352号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称  
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
- 2 指定納付受託者の事務所の所在地  
東京都品川区西五反田7丁目7番7号 SGスクエア7階
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
兵庫県監察医務室においてクレジットカード、電子マネー及びスマートフォンアプリの各決済により納付される各種申請等手数料
- 4 指定をした日  
令和7年3月24日

兵庫県告示第353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06淡路位置 0004号	7.3.27	洲本市物部三丁目507番2、507番3、508番1 の各一部	6.00	22.90

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社榎岡石油	淡路市大谷109-1	令和7年1月6日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イセダ屋福崎店  
 所在地 神崎郡福崎町南田原字ハツグロ2965ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社イセダ屋 姫路市綿町104番地 スクエアビル2F 浦上卓也
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 有限会社イセダ屋 姫路市博労町131番地 伊勢田昌弘
  - (2) 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名

株式会社イセダ屋 姫路市綿町104番地 スクエアビル2F 浦上卓也

- 4 変更年月日  
令和6年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和7年3月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年4月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和7年8月12日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ姫路田寺  
所在地 姫路市田寺3-3-11
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北村工務店	姫路市神子岡一丁目1番15号	北村聡一郎
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅田克己
株式会社山根洋服店	姫路市立町34	山根成人
生花花松	神戸市西区押部谷高和1172-1	北村洋子
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山利久
岡野食品株式会社	姫路市御国野町国分寺387-1	宮司直人
生花花松	たつの市神岡町大住寺753-1	北村典子
  - 外1者
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
    - ア 変更前  
出入口2箇所、出口2箇所、入口2箇所
    - イ 変更後  
出入口1箇所、出口2箇所、入口2箇所

- 4 変更年月日  
令和7年3月26日ほか
- 5 届出年月日  
令和7年3月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年4月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和7年8月12日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡5丁目51番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
積水ハウス不動産株式会社 代表取締役 大高一朗
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年7月16日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（6稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡字城ノ谷857番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家117番地  
SHOWA GROUP株式会社 代表取締役 湖中正泰
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年9月10日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-15号（6稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市松陽一丁目184番2の一部、196番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 日 色 保
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年10月16日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-41-2号（5高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市殿原町字五反田452番の一部、453番の一部、454番、455番、456番、457番、458番3、462番2、454番地先水路  
同市中富町字井口900番7  
同市同町字西堤915番5の一部、915番5地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区江戸町104番地  
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年3月21日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15-2号（6加西）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年4月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
豊岡市戸牧字イチゴ谷992番3の一部、1028番3の一部、1028番94の一部  
同 市戸牧字大谷1094番の一部、1107番3、1107番4の一部、1107番13、1107番16、1107番17の一部、1107番19の一部、1107番20の一部、1107番21、1107番22の一部  
同 市戸牧字大田929番1の一部、929番3の一部、929番7、929番10の一部、929番11の一部、940番2の一部、940番3の一部、942番1の一部、942番2
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称  
豊岡市幸町7番11号  
兵庫県但馬県民局長 多田欣也
- 3 協議成立年月日  
令和6年9月18日

**病院局公告**

**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立リハビリテーション中央病院 3階西病棟トイレ改修工事 (以下「本工事」という。)

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 建築工事一式

鉄筋コンクリート造2・3階部分の改修工事 (改修面積99.82平方メートル)

(4) 施工期間

着工の日から令和7年9月30日 (火) まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札 (事後審査型) (価格競争)

(8) 契約締結予定日

令和7年5月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則 (昭和39年兵庫県規則第31号) 第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。) に該当しないこと。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定による建築一式工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和7年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事における格付等級がA等級、B等級、C等級又はD等級であること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

キ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと (ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ロ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ハ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和7年4月11日(金)から同年5月2日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話(078)341-7711 内線3465

5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和7年4月11日(金)から同月21日(月)まで(県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

前記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

- ア 入札説明書等交付申出書兼受領書
- イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は、返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和7年4月11日（金）から同月24日（木）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和7年4月30日（水）から同年5月2日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年5月7日（水）午後4時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館2階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
- ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。
- カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。  
なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(i) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことができ、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(i) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

## b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

## c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

## ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

## 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提



設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級またはB等級に格付けされていること。  
カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。  
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

### (1) 閲覧期間

令和7年4月11日（金）から同年5月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話（078）341-7711 内線3465

## 5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

### (1) 交付期間

令和7年4月11日（金）から同月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

### (1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和7年4月11日（金）から同月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和7年4月30日（水）から同年5月2日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年5月7日（水）午後3時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館2階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

## 県警本部公告

## 兵庫県公安委員会告示第77号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月11日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
令和7年7月12日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
令和7年4月21日（月）から同年6月27日（金）までの間（同年4月21日（月）から同月30日（水）までの間にあっては土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これを「休日」という。）を除く午前10時から午後5時まで、同年5月1日（木）から同年6月27日（金）までの間にあっては休日を除く午前10時から午後4時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

- ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

- ア 検定申請書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面1通
  - (ア) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
  - (イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
- ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

- ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
- ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

手数料は、14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、納付後の手数料は、返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424